基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年六月二十六日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を五株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十九年六月八日

熊本県玉名市築地九五五番地二三

株式会社三矢工業

代表取締役　上村　司

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年六月八日

神戸市中央区下山手通三丁目二番一三号

株式会社大木工務店

代表取締役　大木　弘惠

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年六月八日

名古屋市西区新道一丁目一四番四号

大和産業株式会社

代表取締役　川上　俊行

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年六月八日

岩手県大船渡市盛町字みどり町二〇番地一

株式会社メモリアル大船渡

代表取締役　櫻田　直久

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年六月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年六月八日

兵庫県神戸市中央区江戸町八五番一

日本包装運輸株式会社

代表取締役　錦織　一男

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十九年六月二十九日です。

平成二十九年六月八日

愛媛県八幡浜市保内町川之石一番耕地二三七番地五三

株式会社あわしま堂

代表取締役　木綱　徳勝

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

平成二十九年六月八日

宮崎県延岡市古川町八二番地一

木村産業株式会社

代表取締役　木村　健一

限定承認公告

本籍東京都葛飾区宝町二丁目七六番地五、最後の住所東京都葛飾区宝町一丁目一五番一八号光野方

被相続人　亡　小杉　光春

右被相続人は平成二十九年一月十六日死亡し、その相続人のうち小杉早知子は、平成二十九年二月八日午後五時、東京地方裁判所において破産手続開始決定を受けました。その後右被相続人の相続について、破産法第二三八条第一項前段により、限定承認の効力が生じたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月八日

東京都港区新橋二丁目一二番一六号明和ビル二階本多総合法律事務所

破産者小杉早知子

破産管財人弁護士　渡邉　義基

限定承認公告

本籍香川県東かがわ市引田一五四四番地、最後の住所香川県東かがわ市引田一五四四番地

被相続人　亡　田中　實雪

右被相続人は平成二十七年八月五日死亡し、その相続人は平成二十九年六月一日高松家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月八日

高松市香川町大野二〇五九番地二三

相続財産管理人　高瀬トミ子

訂正公告

平成二十九年六月一日（号外第一一五号）掲載の解散公告中、「代表清算人　塩田　和弘」とあるは「代表清算人　今井　武大」の誤りにつき訂正します。

平成二十九年六月八日

兵庫県尼崎市南武庫之荘一丁目一九番二八号

成田技研株式会社

代表清算人　今井　武大

取消公告

平成二十九年四月二十八日掲載の組織変更公告は取り消します。

平成二十九年六月八日

神奈川県厚木市金田一〇〇番地

GCPジャパン株式会社

代表取締役　黒澤　大介

取消公告

平成二十九年五月二十六日（号外第一一〇号）一五一頁掲載の合併公告及び決算公告（枠組）を取消します。

平成二十九年六月八日

兵庫県川西市久代二丁目六番一四号

（甲）株式会社セント

代表取締役　船岡　正勝

兵庫県川西市久代二丁目二番一号

（乙）株式会社ミツワ

代表取締役　船岡　史朗

正　誤

ページ	段	行	誤	正

平成二十九年三月三十一日（号外第六十九号）公布厚生労働省令第三十八号（児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令）

（原稿誤り）

一五一	下	八～九	「要保護児童」の下に「（法第六条の三第八項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）」を加える。	「要保護児童」を「（法第六条の三第八項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）」に改める。

一五三ページ下段一九行目の次に次のように加える。

「第九章　情緒障害児短期治療施設」を「第九章　児童心理治療施設」に改める。

一五三	下	二〇	規定中	規定（見出しを含む。）中

平成二十九年三月六日（号外第四十四号）厚生労働省告示第六十三号（指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件）

（原稿誤り）

四	上	九	7のホ	7のチ
〃	〃	一六	8のホ	8のホ

平成二十九年三月三十一日厚生労働省告示第百十二号（厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件）

（原稿誤り）

四	下	終りから八	第二第十二号及び第二第十二号を次のように改めるの。	第十三号を次次のように改めるる。
〃	〃	七	十二及び十三	十二　削除
〃	〃	削除		

平成二十九年三月三十一日（号外特第七号）国土交通省告示第三百二号（租税特別措置法第十一条第一項の表第二号及び第四十三条第一項の表第二号の規定の適用を受ける船舶を指定する告示の一部を改正する告示）

（印刷誤り）

五七二ページ下段終りから六行目の

「$1{,}219\mathrm{Dw}^{-0.488}(0.95-0.1)\dfrac{\mathrm{Dw}-4{,}000}{16{,}000}$」は

「$1{,}219\mathrm{Dw}^{-0.488}(0.95-0.1\dfrac{\mathrm{Dw}-4{,}000}{16{,}000})$」の誤り。

平成二十九年四月五日から平成二十九年五月三十一日までに掲載の宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告中

（印刷誤り）

前文章中、「宅地建物取引業者営業保証金規則第8条」とあるは「宅地建物取引業者営業保証金規則第7条」の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月八日付第一二二号六四ページ
◉付録　五月官報目録一二ページ

ページ●同日付政府調達第一〇七号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）